

# KIX-ITM Global Business Club

## 会員規約

(令和7年4月9日 細則第13号)

### 第1条 会員の定義

- KIX-ITM Global Business Clubとは、関西国際空港及び大阪国際空港、神戸空港を業務目的で利用する法人・団体及びその役員及び従業員（以下「社員」という。）に対して、関西エアポート株式会社（以下「当社」という。）が提供する会員制プログラムを指します。また、KIX-ITM Global Business Club 会員（以下「会員」という。）とは、KIX-ITM Global Business Club によるサービスの提供を受けるために、本規約（以下「個別規約」という。）と、「会員サービスに関する規約」（以下「共通規約」という。）を承諾の上、当社所定の方法にて当社所定の申込書に必要事項を記入の上、入会の申込みをし、当社が審査の上、入会を承認した法人・団体をいいます。
- 会員と当社との契約は、当社が入会を承認し、当社指定の口座に年会費の振込があったことの確認をもって成立します。
- 会員は個別規約に基づき、当社との窓口となる担当者（以下「管理責任者」という。）を日本国内の事務所に在籍し、常に当社との連絡調整を図ることができる役員又は従業員の中から選定し、入会申込時に届け出るものとします。入会申込手続、諸届出、退会手続その他の手続を含む会員と当社との連絡調整は、管理責任者を通じて行うものとします。
- 別表1に定める「会員をお断りする要件、また、会員資格を喪失する要件」又は共通規約第6条に該当する場合、当社は当該申込者入会をお断りいたします。
- 会員は、共通規約および個別規約（以下あわせて「本規約等」といいます）の双方を遵守しなければなりません。なお、本規約等の定めが異なる場合は、共通規約の定めが優先されます。個別規約に使用した用語は、特別の断りがない限り、共通規約と同一の意味を有します

### 第2条 企業ID及びパスワードの発行

- 当社は、当社に入会承認を受けた会員に対して、企業ID及びパスワードを発行します。なお、各会員への企業IDの発行数は1個とします。
- 当社は、企業IDを付与した会員に対して、第4条2項に定める各プランに応じて以下の数の会員IDを発行します。管理責任者は、本サービスを利用する社員1名につき1個の会員IDを付与するものとし、1個の会員IDを複数の社員に対して利用させることはできません。社員は、会員IDにつきパスワードを設定する必要があります。また、管理責任者は、会員IDを付与する社員を変更することができます。

プラン名	会員ID発行数
Specialプラン	200個
Standardプラン	100個
Lightプラン	50個
Trialプラン	10個

- Specialプラン及びStandardプランの会員は、プラン所定の会員ID発行数を超える数の会員IDの発行を希望する場合、超過する会員ID1個につき1,000円（税別、有効期限は入会する限り永年とします。）を当社に支払うものとします。
- 社員は、本サービスの利用にあたり、当社が提供するKIX-ITM Global Business Club アプリ（以下「本アプリ」という。）をスマートフォン等の携帯端末においてインストールし本アプリ上で自己に付与された会員ID及び自己が設定したパスワードを利用してログインして、本アプリ上で表示される会員証、通行許可証若しくは利用許可証を提示する必要があります。
- 社員は、本アプリを利用せずに本サービスを利用する場合、当社が運営するKIX-ITM Global Business Club ウェブサイト（以下「本サイト」という。）にログインし、会員証、通行許可証若しくは利用許可証を発行・印刷した用紙を提示する必要があります。
- 通行許可証及び利用許可証の発行には、当社が要請する情報を登録する必要があります。会員証、通行許可証又は利用許可証1通につき社員1名が本サービスを1回利用できます。会員証、通行許可証又は利用許可証のご提示がない場合、本サービスの利用はできません。なお、本サービスを利用しない場合には、通行許可証又は利用許可証を発行することはご遠慮下さい。
- 発行された通行許可証及び利用許可証は、理由の如何を問わず取消し及び払戻しはいたしません。但し、フライトの欠航又は当社の責任により本サービスの利用ができない場合に限り、発行された通行許可証及び利用許可証は取消しをいたします。
- 会員は、社員が本サービスを利用するために必要な通信機器及び通信設備を、自己の責任及び費用で準備する必要があります。

### 第3条 企業ID、会員ID及びパスワードの管理・紛失・盗難等

- 会員は、企業ID、会員ID及びパスワードを社員以外の第三者に開示してはならず、また、使用させてはならないものとします。
- 会員は、管理責任者の責任において企業ID、会員ID及びパスワードを管理、保管するものとし、企業ID、会員ID及びパスワードの紛失、盗難、漏えい等（以下、「紛失、盗難等」という）が起きないよう最善の注意を払うものとします。
- 企業ID、会員ID又はパスワードの紛失、盗難等が発生した場合、会員は当社所定の方法による届け出を行い、直ちにKIX-ITM Global Business Club コールセンターにて企業ID又は会員IDの利用停止の手続きを行うものとします。また当社が適当と認めた場合に限り、当社所定の手続きにより企業ID、会員ID及びパスワードを再発行するものとします。この場合、会員は再発行手数料として、会員ID1個あたり1,000円（税別）、また、企業ID1個あたり当該会員に発行済みの会員ID数に1,000円を乗じた額（税別）を負担するものとします。
- 企業ID、会員ID又はパスワードの紛失、盗難等、その他会員による管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用によって会員が受けた損害（企業IDの一時停止手続を行う前に第三者が利用したことによる損害も含みますが、これに限られません。）については、当社は一切の責任を負いません。
- 会員の故意又は過失による企業ID、会員ID又はパスワードの紛失、盗難等により当社が受けた損害を、会員は賠償するものとします。

- 管理責任者は、社員に対し個別規約の内容を周知し、遵守させるものとします。社員が本規約に違反した場合、会員は、当社が被った損害を賠償するものとします。

### 第4条 サービスの内容

- 会員は、本条2項に定める各プランの内容に応じて、KIX-ITM Global Business Club ホームページ（<https://www.kansai-airport.or.jp/kix-gbc/>、以下「HP」という。）等に定める又は会員に対し別途通知するサービス（以下「本サービス」という。）を受けることができます。
- 会員は、入会申込みにあたり、本サービスの内容につき以下のプランのいずれかを選択するものとします。

プラン名	Fast Lane 利用回数上限(年間)	ラウンジ利用回数上限(年間)
Specialプラン	600回	200回
Standardプラン	240回	100回
Lightプラン	120回	50回
Trialプラン	20回	3回
- Specialプランはラウンジ利用回数1回分をFast Lane 利用回数6回分に交換ができます。（利用回数交換後の有効期限は次の更新時までとし、更新後の繰り越はできません。Global Business Club コールセンターが営業時間内での対応となります。）
- 各プランの本サービス利用回数は、会員の全ての社員による利用回数の合計となります。会員は、その全ての社員の利用回数の合計等を、会員専用管理サイトにおいて確認することができます。
- 本サービスを利用できるのは、会員の社員のみとし、それ以外の第三者に利用させてはなりません。社員以外の第三者が本サービスを利用しようとした場合、当社は本サービスの提供を拒絶することができます。
- プラン変更は、有効期間の更新時のみ可能です。会員は、プランの変更を希望する場合は、第6条の定めに従い、有効期間満了日の1か月前までに当社に通知を行うものとし、更新後の有効期間から変更したプランが開始するものとします。
- Trialプランは初回入会1年のみご利用可能です。いかなる理由があっても同一法人が2度以上申込みすることはできません。本プランの利用期間終了後、Lightプラン以上の通常プランへ移行を希望する場合は、別途当社所定の更新手続きを行うものとします。
- 会員が利用できるラウンジのうち、関西国際空港のラウンジは、別表2に定める長距離便を利用する社員に限り利用することができるものとします。
- 大阪国際空港及び神戸空港のラウンジについては、航空機の飛行距離にかかわらず利用可能とします。なお、ラウンジ利用回数は各プランの年間上限に準じ、その他の利用条件や同伴可否は当社HP等に別途定めるところによります。
- 第8項及び第9項に定めるいずれのラウンジにおいても、満席又は混雑その他のやむを得ない事情により会員による利用をお断り又は制限する可能性があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。

### 第5条 年会費

- 会員は、各プランに設定された下記の年会費を、当社が送付する請求書で定める期日までに当社が指定する口座に振り込むものとします。振込手数料は会員の負担とします。なお、年会費は、関西国際空港及び大阪国際空港、神戸空港の施設運営状況、経済状況等の変動及びその他当社の事情に合わせて改定されることがあります。

プラン名	年会費
Specialプラン	20万円
Standardプラン	10万円
Lightプラン	5万円
Trialプラン	1万円

(消費税等は別途いただきます。)

- 支払済みの年会費は理由の如何に問わず返還いたしません。また、第6条に定める有効期間途中の退会であっても退会事由の如何を問わず支払済みの年会費は返還いたしません。
- 当社が指定した年会費支払期日を遅延した場合、年会費支払期日の翌日から履行の日までの間、履行遅延額に対して当社が定める延滞利率（年14.5%）を乗じた額を支払うものとします。
- 会員が、当社が指定した年会費支払期日までに、年会費の支払いを行わない場合には、当社は当該支払期日の経過後直ちに、本サービスの利用を停止します。

### 第6条 有効期間及び更新

- 会員資格の有効期間は当社が企業ID及びパスワードを発行した日が属する月の翌月1日から12か月目の月の末日までの1年間とします。ただし、有効期間満了日の1か月前までに第8条に定める退会の届け出がない場合、また、プラン変更の届け出が無い場合は、当社が審査の上延長を承認することを条件として、自動的に前年度と同一プランにて有効期間が1年間延長され、会員は第5条に定める年会費を当社に対して支払うものとし、以降も同様とします。ただし、Trialプランは初回入会のみご利用可能であり、自動更新の対象外とします。Trialプランの有効期間が満了し、引き続き会員資格を継続する場合には、Lightプラン以上の通常プランへの変更手続きを行わなければならないものとします。
- 会員による本サービスの利用が、各プランで設定する年間利用回数上限に達しない場合であっても、未利用回数分につき延長された期間に繰り越すことはできません。

### 第7条 届出事項の変更

- 会員は、当社に届け出た情報（法人名、住所、電話番号、連絡先、事業内容の変更等）及び管理責任者について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。

### 第8条 退会若しくは会員資格の喪失

- 会員は、当社所定の方法により退会することができます。なお、当社が会員から退会の意思表示を受けた日の翌月末をもって退会とし、会員資格を喪失します。また、会員がこれを行わなかったことに伴う不利益・損害等については、当社は一切責任を負わないものとします。

- 当社は、会員が個別規約に違反した場合、会員が発行された企業ID、会員ID又はパスワードの利用が不適当と認められた場合、会員が共通規約第6条に違反する場合又は会員が別表1に該当する場合には、事前の通知をすることなく、直ちに本サービスの提供を停止し会員資格を喪失させることができるものとします。
- 会員が会員資格を喪失した場合、本サービスを含む当社又はサービス提供先が会員に提供する全てのサービスを受ける権利を喪失するものとします。また、会員はこれに伴う不利益・損害等については、当社は一切責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。支払済みの年会費は理由の如何に問わず返還いたしません。
- 退会・資格喪失に関する一般的な規定は共通規約第10条をあわせて適用します。

### 第9条 会員の地位の譲渡

会員地位の譲渡については、共通規約第4条の定めに従います。

### 第10条 会員情報の取得・保有・利用・提供

- 共通規約会員は、当社による本アプリ及び本サイトの運営管理、会員管理、本サービスの提供、当社又は当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内の送付及び顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、個人情報を含む以下の情報（以下これを総称して「会員情報」という。）を取得、保有し、利用することに同意します。
  - 会社所在地、住所、電話番号、代表者氏名、管理責任者氏名など入会申込時及び入会後に届けた属性情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。）
  - 入会申込日、入会申込方法・場所、入会承認日、プラン、会員と当社との契約内容に関する情報
  - 会員の本サービスの利用状況に関する情報
  - 社員の本人アプリ及び本サイトへのログイン履歴、社員の本人サービスの利用回数及び利用状況（但し、社員の携帯端末シリアル番号、携帯端末から発信される地理的情報、P.C.の利用環境情報等、その他社員を特定できる情報を含まない。）
  - 本サービス利用時の社員の渡航地域及び国等に関する情報（特定の個人を識別できない統計情報とする。）
  - 会員番号が無効となった事実
  - 会員が会員資格を喪失した事実
- 会員は、当社が会員情報の保護措置を講じた上で、会員情報を関西エアポートオペレーションサービス株式会社に提供し、関西エアポートオペレーションサービス株式会社が前項に定める目的のために共同利用することに同意します。本項に定める共同利用する会員情報の管理責任者は当社とします。
- 会員は、第1項に定める会員情報のうち⑤について、会員名を特定した上で、当社が日本国内及び外国に所在する航空会社及び旅行会社である第三者に、第三者におけるマーケティングの目的で提供することに同意いたします。
- 前2項の場合を除き、当社が、会員情報を当社グループ各社又は当社グループ外の法人・団体に提供することは一切ありません。本アプリ又は本サイトを利用するに当たり、当社は当社グループ又は第三者の広告を掲載することはありますが、社員が当該広告又はリンク等をクリックしない限り、会員情報が当該第三者に移転しないものとします。社員が、本アプリ又は本サイトの広告又はそのリンクをクリックし、外部のサイトに移動した場合、外部のサイトに関して当社は一切の責任を負いません

### 第11条 会員情報の公的機関等への提供

会員は、当社が各種法令の規約より提出を求められた場合及び公的機関への協力が必要となる場合、公的機関等に会員情報を提供することに同意します。

### 第12条 反社会的勢力の排除

反社会的勢力の排除については、共通規約第6条の定めに従います。

### 第13条 免責

免責については、共通規約第7条の定めに従います。

### 第14条 本サービスの変更・終了

- 当社は、会員に事前に通知することなく、本サービスの内容を随時、変更することができます。
- 当社は、会員に対して1か月前までに通知をした上で、本サービスを終了することができます。その場合、支払い済みの年会費は、該当する有効期間初日から本サービス終了日までの期間の実日数につき1年を365日とする日割計算を行った金額を差し引いた上で、当社は会員に対し遅滞なく返金いたします。
- 本サービスの変更又は終了により会員に生じた損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第15条 本規約等の改定

本規約等の改定については、共通規約第8条の定めに従います。

### 第16条 本規約等に不同意の場合

本規約等に不同意の場合については、共通規約第9条の定めに従います。

### 第17条 準拠法・合意管轄裁判所

準拠法・合意管轄裁判所については、共通規約第11条の定めに従います。

### 第18条 ご相談窓口

KIX-ITM Global Business Club に関するお問い合わせ等については下記までお願いします。

KIX-ITM Global Business Club コールセンター  
大阪府泉佐野市泉州空港北1番地  
問い合わせ先  
TEL : 072-455-2110  
(平日9:30~12:00 13:00~17:00)  
メールアドレス : [kix-gbc@kansai-airports.co.jp](mailto:kix-gbc@kansai-airports.co.jp)

(別表1)

会員をお断りする要件、また、会員資格を喪失する要件
(1)当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為を行っている/行った企業
(2)第三者の人権を侵害する行為若しくは公序良俗に反する行為を行っている/行った、又はそのおそれのある企業
(3)詐欺・脅迫など犯罪実行の手段や、犯罪の教唆・扇動のために本サービスを利用するなど、犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為を行う/行った企業
(4)当社若しくはKIX-ITM Global Business Clubの信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為を行う/行った企業
(5)法令に違反する行為又はそのおそれのある行為を行った企業
(6)個別規約に違反する行為を行った企業
(7)(1)~(6)のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
(8)その他、当社が不適当と判断する行為

(別表2)

関西国際空港の長距離便の対象
関西国際空港のラウンジは、下記に定める直行便を利用する社員のみ利用できます。（チャーター便は対象外とします）
・アメリカ(本土)/カナダ
・ヨーロッパ
・ロシア（モスクワ）
・中東地域
・オーストラリア/ニュージーランド/ニューカレドニア
※ 該当する航空便の詳細および最新情報については、HPに随時掲載するものとし、会員はこれを確認するものとします。